

平成23年度

エネルギー管理システム 導入促進事業費補助金(BEMS)

交付申請の手引き

本書は、補助金の交付申請のために必要な基本事項をまとめています。

具体的な申請方法、事業の詳細等については、**BEMSアグリゲータ**に相談してください。

1. はじめに

◆ 事業の目的・趣旨／事業のスキーム	P.3
--------------------------	-----

2. 補助対象の概要

◆ 補助対象の概要

▶ 1. 補助対象となる事業者／2. 補助対象となる事業	P.5
▶ 3. 補助対象システム・機器／4. 補助対象経費／5.補助事業期間	P.6

3. 補助事業の流れ

◆ 補助事業の流れ	P.9
▶ 1. BEMSアグリゲータの選定／2. 補助事業の検討／3. 補助金の交付申請	P.10
▶ 4. BEMS導入の発注・契約／5. BEMS導入工事 ／6. エネルギー管理支援サービス契約・開始／7. 補助事業経費の精算	P.11
▶ 8. 補助事業の完了報告／9. 補助金の請求／10. 補助金の受取り	P.12

4. 注意事項

◆ 同意事項	P.15
◆ 実績報告／電力逼迫時等の緊急時の節電協力／取得財産の管理 ／会計検査院による検査	P.17

巻末資料

◆ BEMSアグリゲーター一覧	P.18
-----------------------	------

1. はじめに

事業の目的・趣旨

本事業は、中小ビル等の高圧小口の電力需要家におけるBEMSの導入を促進し、エネルギー使用の効率化および電力需要の抑制を図ることにより無理のない節電を進め、電力消費量の削減を図ることを目的としています。

【BEMSとは】

BEMS (Building Energy Management System) とは、ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのことです。本事業及び本手引きにおいては、BEMSアグリゲータが提供し、補助対象として事前に登録を受けた機器・システムを言います。

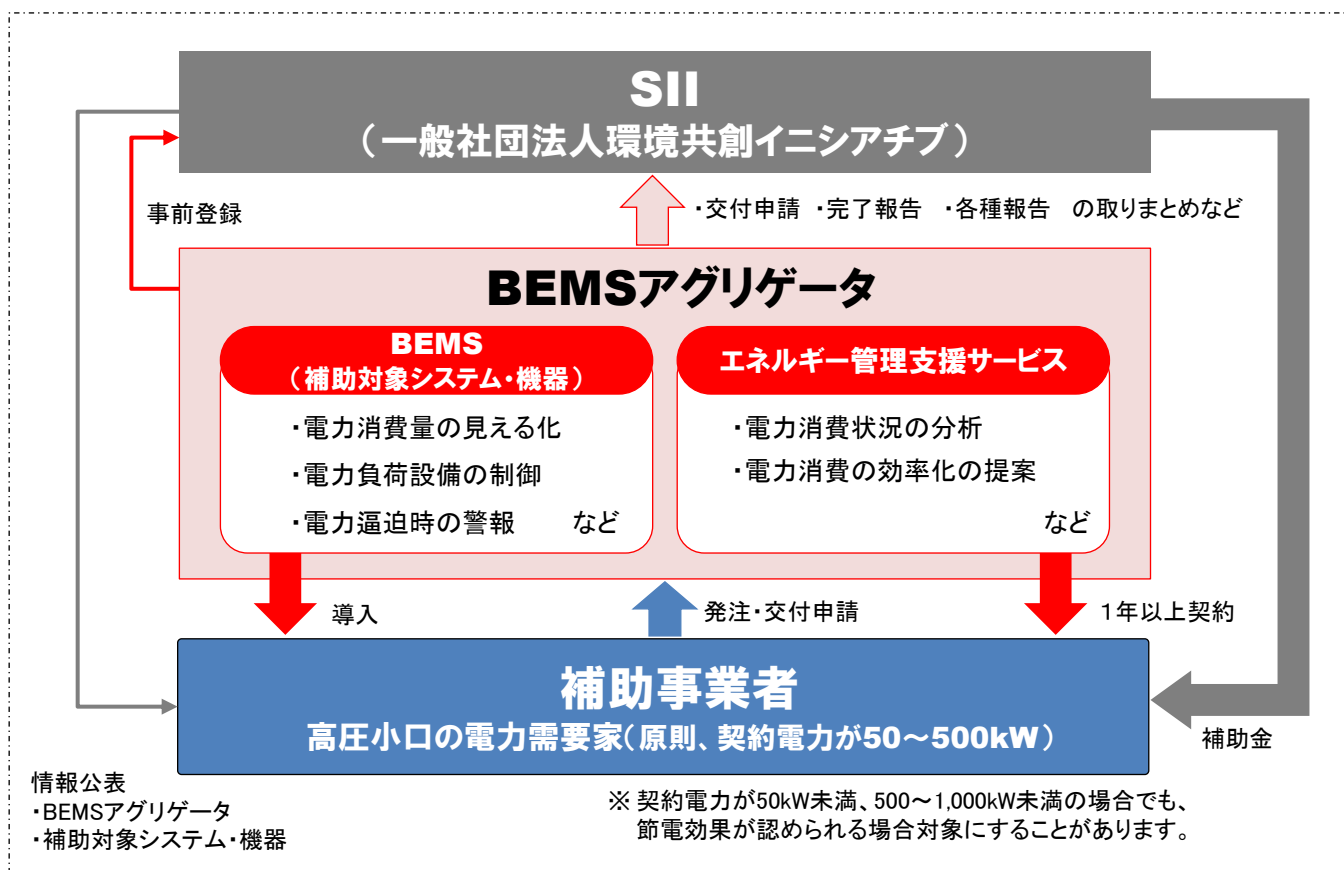
事業のスキーム

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）は、BEMSアグリゲータを公募により募集・登録を行い、その情報を公表します。

補助金を申請する者（以下、「補助事業者」という）は、BEMSアグリゲータからBEMSを導入し、1年以上のエネルギー管理支援サービスの契約を行う場合、BEMS導入費用の一部について補助を受けることができます。

【BEMSアグリゲータとは】

本事業において、中小ビル等にBEMSを導入するとともに、クラウド等によって自ら集中管理システムを設置し、補助事業者に対しエネルギー管理支援サービス（電力消費量を把握し節電を支援するコンサルティングサービス）を行うエネルギー利用情報管理運営者として、SIIに登録を受けたもののことです。（BEMSアグリゲータ一覧 ⇒ P.18）



※ 提供するBEMSアグリゲータによって、BEMS、エネルギー管理支援サービスの費用、機能・内容が異なります。複数のBEMSアグリゲータに相談や見積り依頼を行い、自身に最適なBEMSアグリゲータを選定してください。

※ BEMSアグリゲータが本事業の目的・趣旨に合致しないと判断する事業は、補助金の申請を行うことはできません。（BEMSの導入を行っても電力消費の効率化を行うことができない 等）

2. 補助対象の概要

補助対象要件を満たしても、本事業の目的・趣旨に合致しないとBEMSアグリゲータが判断する場合、補助対象とならない場合があります。

【 例 】

- BEMSの導入を行っても、10%の節電効果が見込めない
- 出店計画が短期間である等、1年後の電力消費量の実績報告ができない
- 補助金を活用して取得した財産について、適正に管理できない事業者が行う事業 など

補助対象の概要

補助対象の詳細については、BEMSアグリゲータに問い合わせを行ってください。

また、**補助対象要件を満たしていても、本事業の目的・趣旨に合致しないとBEMSアグリゲータが判断する場合、補助対象とならない場合があります。**

1. 補助対象となる事業者

原則、電力会社等との契約電力が50kW以上、500kW未満の高圧小口需要家であって、以下の要件を満たさなければならない。

- ① BEMSアグリゲータとの間で、1年以上のエネルギー管理支援サービス契約が締結されていること。
- ② 補助金の申請及び交付に関する手続き、エネルギー管理支援サービス開始後1年間の電力消費の実績報告を含む国への情報提供など、SIIの定める手続きがBEMSアグリゲータを通じて行われることについて同意していること。

（注1）契約電力が50kW未満や500kW以上～1,000kW未満の事業者は、BEMSの導入によって節電効果が見込まれる場合に限り、補助事業者とすることがある。

（注2）テナントなど、電力会社と直接電力契約を行っていない場合でも、当該テナント単位で電力消費量の測定を行い、契約電力に相当するものが設定できる場合、補助事業者とすることがある。

（注3）BEMSアグリゲータがリース等によってシステム・機器を提供する場合には、リース料等から補助金相当分が減額されることを記載した書類（補助金の有無で各々、リース料等の基本金額、賃金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示できること。

また、リース期間等については、導入した補助対象設備を処分制限期間の間使用することを前提とした契約とすること。なお、リース事業者等が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。この場合、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

（注4）SIIに提出されたデータは、SIIから国に提出された後、統計的な処理等をされて公表される場合がある。

2. 補助対象となる事業

以下の要件を満たす事業に対して補助を行います。

- ① 日本国内において実施される事業であること。
- ② BEMSアグリゲータが提供し、かつSIIに登録されたBEMSを建築物に導入するものであること。

（注1）原則、同一建築物に対して、複数回の補助金の交付申請を行うことはできません。ただし、「建物全体」と「テナント部分」など計測目的・結果が明確に異なる。また、互いの交付申請において補助対象・経費に重複がない場合はこの限りではありません。

（注2）集合住宅の専有部分に係る設備費や工事費は、補助対象経費に含まれません。ただし、共用部分に設置した補助対象システム・機器と連動し、専有部分の戸ごとの消費電力を把握することができる場合、補助金の上限を超えてその戸数に応じた補助金を受けられる場合があります。

3. 補助対象システム・機器

BEMSアグリゲータが提供する補助対象システム・機器に対して補助を行います。
ただし、あらかじめSIIに補助要件を満たすことの確認を受け、補助対象システムとして登録されているものに限りです。
また、BEMSはそのシステム・機器が有する機能に応じて、補助率(1/2 または 1/3) が定められています。

※ 1/2の補助を受けるためには、補助率1/2の機能を活用するためのサービスをBEMSアグリゲータと契約する必要があります。サービス契約を行わない場合、補助率1/2のシステムを導入した場合も補助率は1/3になります。

4. 補助対象経費

BEMS導入にかかる設備費、工事費が補助対象となります。

- 設備費：補助対象システム・機器の導入に必要な機械装置・計測装置等の購入、製造、既存設備の改造、または据え付け等に要する設備の費用（ただし、補助事業に係る土地の取得及び賃借料を除きます）
- 工事費：補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用

補助対象とならない経費

- × 補助事業者が行うBEMSアグリゲータへの実績報告において、報告義務のないガス・水道等の計測・制御に係る設備費及び工事費
- × 昇降機・冷凍機・ヒートポンプ・コジェネ・ポンプ・空調機・照明器具などのエネルギー消費機器・器具類に係る設備費及び工事費
- × 外溝工事費、及び事業に関係のない工事費
- × 諸経費(交通費、会議費 等)
- × 撤去費(既存建物解体費・既存設備の撤去費)
- × 消費税 など

補助率及び補助金上限額

補助対象経費の区分に対し、補助対象システム・機器の補助率を乗じて得られた額の合計について、補助金上限額の範囲内で補助を行います。

補助対象経費区分	補助率1/3 の機能を満たすシステム	補助率1/2 の機能を満たすシステム ※特定のサービス契約が必要
	補助率	補助率
設備費	1/3以内	1/2以内
工事費	1/3以内	
1事業所当たりの上限額	1,700,000円	2,500,000円

5. 補助事業期間

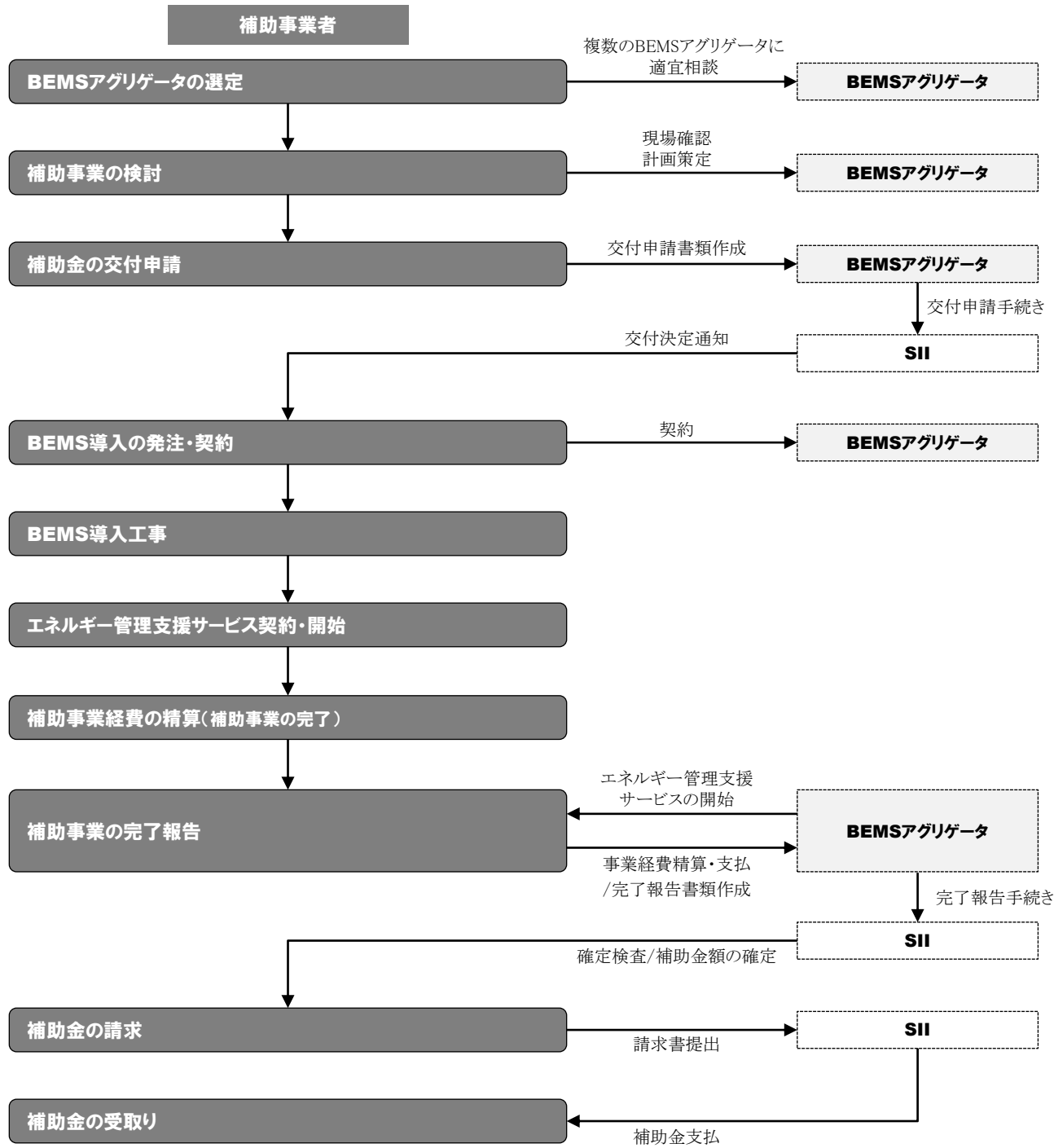
平成24年4月から平成26年3月31日までとする。
※ ただし、開始日はBEMSアグリゲータ毎に異なる。また、補助対象工事及びその費用の支払完了を終え、補助金額の確定が平成26年2月28日までに行われること。

[MEMO]

3. 補助事業の流れ

補助事業の流れ

本補助金事業は下記フロー図の様な流れで行います。



1. BEMSアグリゲータの選定

SIIのホームページ(URL ⇒ 裏表紙に記載)では、BEMSアグリゲータとそれぞれが取り扱うBEMS、エネルギー管理支援サービスの概要を公開しています。

また、各BEMSアグリゲータは、自社のホームページにおいて詳細情報を公表しています。

(BEMSアグリゲーター一覧 ⇒P.18 SIIのホームページから各BEMSアグリゲータのホームページに移動することができます。)

- ※ 提供するBEMSアグリゲータによって、BEMS、エネルギー管理支援サービスの費用、機能・内容が異なります。
複数のBEMSアグリゲータに相談や見積り依頼を行い、自身に最適なBEMSアグリゲータを選定してください。
- ※ BEMSアグリゲータが本事業の目的・趣旨に合致しないと判断する事業は、補助金の申請を行うことはできません。
BEMSの導入を行っても電力消費の効率化を行うことができない 等

2. 補助事業の検討

BEMSアグリゲータを選定後、BEMS導入事業の計画を検討します。

エネルギー使用状況の把握とエネルギー管理支援サービスの検討

BEMS導入拠点における電力消費量や設備稼働状況などを確認し、エネルギー管理支援サービスによって効率化できる量や費用について検討を行います。検討の過程で、以下の書類や現地確認が必要になります。

必 要 書 類	備 考
直近の電力会社の検針票等、契約電力が確認できる書類	・ 新築の場合は不要
過去3年分の電力会社の検針票等、年間の電力消費量が確認できる書類	

※状況に応じて追加書類を求められることがあります。BEMSアグリゲータの指示に従ってください。

BEMSの設置計画と費用の検討

BEMSとエネルギー管理支援サービスの活用によって軽減される電力料金に見合ったBEMSを選定し、導入にかかる費用と補助金が交付された場合の金額を確認してください。

本事業で補助を受けるために、必要機器の設置や節電への協力などのサービス契約の締結を求められる場合があります。

補助事業のスケジュールの検討

補助事業期間(平成26年2月28日)までに、すべての手続きが完了するかの検討を行います。

また、予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業を終了します。

3. 補助金の交付申請

BEMSアグリゲータは、補助事業者に代わって交付申請書類の取りまとめを行います。

補助事業者は、以下の書類の作成に協力してください。

また、交付申請にあたっては、同意書の内容(⇒P.15)を十分確認の上、署名・捺印を行ってください。

必 要 書 類	備 考
交付申請書	・ 補助事業者(法人の場合は代表者)の署名、捺印が必要 ※リース等、必要に応じて共同申請が必要な場合は、全事業者の署名、捺印が必要
同意書	
補助金振込口座登録書	
振込口座が確認できる書類	・ 上記口座の通帳のコピー(口座番号・名義が分かる面)など振込口座が確認できる書類

※状況に応じて追加書類を求められることがあります。BEMSアグリゲータの指示に従ってください。

4. BEMS導入の発注・契約

補助金の交付申請の内容に誤り等がない場合、SIIは補助事業者に対して交付決定を行い、通知を発送します。
補助事業者は、交付決定後速やかにBEMSアグリゲータに対して発注を行い、BEMSの導入契約を行ってください。

SIIは、補助事業者（主申請者）に対して、月に1回程度の頻度で交付決定通知書を発送する予定です。
また、BEMSアグリゲータに対しては、随時（毎日）交付決定を通知しており、BEMSアグリゲータから交付決定を確認した時点から、補助事業を実施することができます。

※ 交付決定前に行われたBEMSの導入契約、工事は補助の対象となりません。

※ 交付申請時に申告したBEMSアグリゲータ、導入事業所、導入BEMSなどは、変更することはできません。

※ 契約金額に関わらず、交付申請時に申告した補助金額以上の補助は行われません。

5. BEMS導入工事

原則、交付決定後1ヶ月以内にBEMSの導入工事に着手し、工事を完了してください。
交付決定後1ヶ月を超えて工事を行った事業は、補助の対象とならない場合があります。

交付決定後、交付申請を取り下げる場合や申請内容を変更する場合は、BEMSアグリゲータに相談してください。

6. エネルギー管理支援サービス契約・開始

原則、工事完了後1ヶ月以内にBEMSアグリゲータとエネルギー管理支援サービスの契約を締結してください。
工事完了後1ヶ月を超えてエネルギー管理支援サービス契約を締結した事業は、補助の対象とならない場合があります。

電力逼迫等の緊急時制御について

電力逼迫時等の緊急時において、BEMS導入拠点の電力負荷設備に外部から制御を行う場合、
その制御対象・方法について、契約の中で明確にしてください。
特に1/2の補助を申請している場合、BEMSアグリゲータと相談を行ってください。

7. 補助事業経費の精算（補助事業の完了）

補助事業の完了は、BEMSアグリゲータが補助事業者からの補助事業に係る経費の支払いを確認した時点とします。
※ 工事の完了ではないので、ご注意ください。

【注意事項】

- 補助事業者の振込みを証明する書類（振込依頼書、振込書等）、が必要となる場合があります。
- 補助事業経費の精算に係る振込手数料は、補助事業者の負担となります。
※ 補助事業経費から振込手数料分を差し引くなどの経理処理を行うと、見積りと振込みの金額に不整合がおきるため
- 複数の取引がある場合でも、補助事業（1件）の請負金額の入金が確認できるよう、他の事業や経費と合わせて振込みを行わないでください。
- 手形払いは、不渡りや減額の可能性があるため認められません。
- 補助事業（1件）の請負金額の入金が複数に分かれる場合は、すべてが完了した時点を補助事業の完了とします。

8. 補助事業の完了報告

BEMSアグリゲータは、補助事業者に代わって完了報告書類の取りまとめを行います。
補助事業者は、以下の書類の作成に協力してください。

必 要 書 類	備 考
実績報告書	・ 補助事業者（法人の場合は代表者）の署名、捺印が必要 ※ リース等、必要に応じて共同申請が必要な場合は、全事業者の署名、捺印が必要
振込証明等支払が証明できる書類	※ BEMSアグリゲータから求められた場合のみ
工事写真	※ 原則、BEMSアグリゲータが撮影し、提出

確定検査（現地確認）

SIIは、完了報告を受けて、補助事業が適正に行われているかの確定検査を行います。
その過程において、SIIはBEMSアグリゲータを通じて、補助事業者に現地での確認を依頼することがあります。
補助事業者は、SIIの求めに応じて、現地確認に協力する義務があります。

※ 現地確認を要した場合、補助金の支払いが遅れる場合があるので、予めご了承ください。

※ 補助金の確定・支払いの前後に関係なく、現地調査の対象になる場合があります。

その過程で補助金の交付手続きが不適切と判断した場合、その金額の変更や取り消しを行うことがあります。

9. 補助金の請求

確定検査を経て補助金額を確定した場合、SIIは補助事業者に対して**補助金額確定通知書**を発送します。
この通知の中には、補助金額、振込口座を記載した**精算払請求書**と返信用封筒が同封されています。
補助事業者は、記載内容に誤りがないかを確認の上、捺印を行い、指定された期日までにSIIに返送してください。

SIIは、補助事業者（主申請者）に対して、月に1回程度の頻度で補助金額確定通知書を発送する予定です。

※ 期日までに精算払請求書が到着しない場合、補助金の支払いが翌月に繰り越されるので、ご注意ください。

※ 振込口座の変更が必要な場合は、補助金振込口座登録書を再提出してください。

精算払請求書に以下の書類を同封して返送してください。

必 要 書 類	備 考
補助金振込口座登録書	・ 変更後の口座情報を記入 ・ 補助事業者（法人の場合は代表者）の署名、捺印が必要 ※ リース等、必要に応じて共同申請が必要な場合は、全事業者の署名、捺印が必要
振込口座が確認できる書類	・ 上記口座の通帳のコピー（口座番号・名義が分かる面）など振込口座が確認できる書類

10. 補助金の受取り

SIIは、期日までに精算払請求書の提出を受けた場合、概ね1ヶ月程度で指定された口座に振込みを行います。

[MEMO]

4. 注意事項

同意事項

本補助金事業の交付申請、実施にあたり、以下の事項について同意してください。

（※交付申請にあたっては、**エネルギー管理システム導入促進事業費補助金(BEMS導入事業)同意書**の提出が必要です。）

1. 補助金の交付

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金(BEMS導入事業)（以下、「本事業」という）は、環境共創イニシアチブ（以下「SII」という）に登録されたエネルギー利用情報管理運営者（以下「BEMSアグリゲータ」という）からエネルギー管理支援システム（以下、「BEMS」という）及び、エネルギーの使用状況の把握と低減を支援するサービス（以下「エネルギー管理支援サービス」という）の提供を受けて行う事業（以下「補助事業」という）に対して補助金を交付します。

ただし、本事業の事業期間（交付決定日～平成26年2月28日）内に補助金額が確定できる事業に限ります。

2. 補助事業の交付申請

補助事業を行う者（以下「補助事業者」という）は、BEMSアグリゲータを通じてSIIが定める手続きにより交付申請を行い、SIIからの交付の決定（以下「交付決定」という）を受けて補助事業の実施を行います。交付決定前に、事業の契約・発注を行うことはできません。

3. 補助事業の実施・変更

BEMSアグリゲータが作成し交付決定を受けた事業計画に基づいて、補助事業を実施してください。

また、BEMSの導入工事は、交付決定後1ヶ月以内に着手されなければいけません。1ヶ月を超えて工事着工が行われた場合、SIIは交付決定の取り消し等の措置を行うことがあります。工事の過程において、計画の変更がある場合、速やかにSIIに報告し、承認を受ける必要があります。

ただし、BEMSアグリゲータの変更、導入するBEMSの変更、補助金額の増額を伴う変更は認められません。

4. 補助金額の確定

補助事業者は、BEMSアグリゲータを通じてSIIが定める手続きにより補助事業完了の報告（以下「完了報告」という）を行います。

SIIは、完了報告を受理後、現地検査等により確認を行い、補助金額を確定します。

5. 補助金の受取り

補助金額の確定後、補助事業者はSIIが送付する精算払請求書に署名・捺印を行い、SIIが指定する期日までに提出（以下「請求」という）してください。

SIIは補助事業者からの請求を確認後、指定された口座に補助金を支払います。請求が期日に間に合わない場合は、補助金の支払いが遅れることがあります。補助事業者は支払いが行われたことを確認しなければなりません。支払いが行われない場合は速やかにその旨をSIIに連絡しなければなりません。

6. エネルギー管理支援サービス

補助事業者は、BEMSアグリゲータから1年以上のエネルギー管理支援サービスを受け、継続的に電力消費の効率化に努める他、電力逼迫時など国等が発する電力消費抑制の協力要請に対して、無理のない範囲で応じなければいけません。

7. 情報提供及び公表

補助事業終了1年後、及びSIIから特に求めがあったとき、BEMSアグリゲータは補助事業者の電力消費の実績を含む情報を国及びSIIに提供します。提供された情報は、統計等の処理を行い公表されることがあります。

8. 取得財産の管理

補助金を受けて取得した財産は、SIIが定める処分制限期間において、適切に管理を行い、補助金の交付の目的に従って効率的な使用を行わなければなりません。

また、処分制限期間内に取得財産を処分しようとするときは、予めSIIの承認を得るとともに、処分により収入があると認められるときは、その収入の全部或いは一部をSIIに納付しなければいけません。

9. 会計検査、現地確認への協力

補助事業の適正な実施を確認するために行われる会計検査院の会計検査及びSIIの監査に対し、補助事業拠点（BEMSが取り付けられている場所を含む）への立ち入りを含めた現地調査、追加の書類提出などに協力しなければなりません。

なお、事業の完了、補助金の受領前後を問わずその対象になることがあります。

10. 申請資格の剥奪

SIIは、補助事業者がA～Eの行為を行った場合または行おうとした場合、本事業における交付決定を取り消し、将来の交付申請の受理を拒否することができます。

A：法令やSIIが定める規約・処分に違反した場合

B：会計検査、SIIの監査に対して協力を拒否した場合

C：補助事業等に関して、虚偽申告等の不正、怠慢、その他不適切な行為があった場合

D：補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

E：補助事業の全部又は一部を継続できなくなる、或いは必要がなくなった場合

11. 補助金の返還

交付決定が取り消された補助事業において、既に補助金が交付されている場合、SIIは期限を付して当該補助金の全部または一部に対し、加算金（受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合で計算）を加えた額の返還を求めることができます。

補助事業者は、指定された期日までに補助金及び加算金の納付を行わなければなりません。

なお、指定された期限までに納付されない場合は、その期間に応じた遅延金（指定された期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合で計算）を徴収します。

12. 補助金の重複受給

本事業の補助対象となるシステム・機器について、国からの他の補助金等の交付を受けることはできません。

13. 補助事業の代表申請

フランチャイズなど、同一事業を展開する複数事業者の代表者が他の事業者を取りまとめて交付申請を行う場合、他の事業者に係る補助金の交付に関する義務・責任も代表者が負うことになります。

14. 集合住宅における住戸の電力計測

BEMSアグリゲータが、集合住宅に住戸ごとの電力計測に係る経費を含めた補助事業を行う場合、完了報告時に当該住戸の住人から電力消費実績の情報提供について、その同意を得る必要があります。

15. 免責

BEMSアグリゲータから提供されるBEMSの不具合や故障、またエネルギー管理支援サービスによって生じる如何なる損害・不利益についても、SIIはその一切の責任を負いません。

また、複数の補助事業者による共同申請の場合、補助金の交付に関して補助事業者間に生じた紛争について、SIIはその一切の責任を負わないとともに、関与もしません。BEMSアグリゲータと補助事業者間に生じた一切の紛争についても同様とします。

16. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく補助金の交付に関して、補助事業者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

17. 事業内容の変更・終了

SIIは、補助金の執行状況や社会情勢の変化に応じて、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。

この場合、SIIは本事業の終了、停止、規約の変更等によって補助事業者には何か損害・不利益が生じた場合であっても、SIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。本同意事項の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した場合、当該公表時点で補助事業者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなされます。

実績報告

BEMSアグリゲータは、補助事業者の以下のデータについて、SIIに報告を行います。
また、報告されたデータは、統計的な処理等をされて公表される場合があります。予めご了承ください。

- エネルギー管理支援サービス開始後1年間の電力消費実績
- 国及びSIIから特に求められた時期における電力消費実績

電力逼迫時等の緊急時の節電協力

電力逼迫時等の緊急時、国及びSIIはBEMSアグリゲータを通じて、補助事業者に対して節電の協力要請を行う場合があります。補助事業者は、可能な範囲で節電に協力を行ってください。

取得財産の管理

本補助金事業を活用して取得した財産(=BEMS)は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。処分制限期間(=5年間)は、補助事業者自身の社内財産管理台帳の財産名・耐用年数・取得年月日と整合性を図ってください。

また、処分制限期間内に処分をしようとするときは、予めSIIに報告し、その承認を得る必要があります。
万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

会計検査院による検査

補助金を受けて行われた補助事業は、会計検査院が行う会計検査の対象になります。
その場合、補助事業者は会計検査に協力を行わなければなりません。

検査期間中、検査員がBEMSの導入事業所に滞在し、保管書類の確認、質疑応答を行います。
この際、検査員がどのような書類を求め、質問を行うかは分かりませんが、適正な目的のための設備が、適正な手続きを踏まえて、適正な価格で導入され、管理が行われていることが基本になります。

BEMSアグリゲーター一覧（平成25年5月7日 時点）

幹事社名		コンソーシアム事業者名	問合せ先
株式会社エナリス		(株)ザイマックスビルマネジメント	株式会社エナリス FALCON SYSTEMお客様窓口 03-5284-9813 9:00～20:00(土日・祝日を除く)
ダイキン工業株式会社		ダイキンエアテック(株)	『エアネットi』 ダイキン工業株式会社 アプライド・ソリューション事業本部 03-6716-0323 9:00～17:30
イオンディライト株式会社	日本アイ・ピー・エム株式会社	エイ・ジー・サービス(株)、環境整備(株)	イオンディライト株式会社 環境事業本部BEMS7アグリゲータ事業推進部 03-3524-8827 9:00～18:00(土日・祝日を除く)
株式会社エディオン		(株)エヌワーク	株式会社エディオン エネルギー管理支援サービス部 06-6440-9772 9:00～18:30(土日・祝日を除く)
日本電気株式会社		NECネクサソリューションズ(株)、NECネットエスアイ(株) NECキャピタルソリューション(株)	日本電気株式会社 交通・公共ネットワーク事業部 ビルソリューション推進部 03-3798-1515 9:00～17:00(土日・祝日を除く)
株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ		ユアサ商事(株)、加藤商事(株)、(株)石本建築事務所 日置電機(株)、日本アイ・ピーエム(株) シュナイダーエレクトリック(株)	株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 省エネ・節電サポート室 080-800-5690(フリーアクセス) 9:00～17:00(土日・祝日を除く)
NTTデータカスタマサービス株式会社		(株)ビル代行、(株)NTTデータ・ビジネス・システムズ、 (株)NTTデータ	BEMSアグリゲータ事務局 (NTTデータカスタマサービス 営業戦略部 営業戦略担当) 03-3534-6077 9:00～17:30(土日・祝日を除く) bems@nttdatacs.co.jp
富士通株式会社		富士電機(株)、日新電設(株)、トーテックアメニティ(株) 富士通マーケティング(株)、富士テレコム(株) 扶桑電通(株)、富士通ネットワークソリューションズ(株) (株)富士通エフサス、富士通リース(株) 富士電機ITソリューションズ(株)、(株)富士通ゼネラル 大興電子(株)、ソレキア(株)、東光電気(株)	BEMSアグリゲータお問合せ窓口 富士通株式会社 03-6424-6204 9:00～17:00(土日・祝日を除く)
株式会社日立製作所 インフラシステム社		(株)日立製作所 日立システムズ、(株)日立ビルシステム、 (株)日立製作所 都市開発システム社 日立コンシューマ・エレクトロニクス(株)、 日立コンシューマ・マーケティング(株)、東京瓦斯(株)	株式会社日立製作所インフラシステム社 BEMSアグリゲータ担当 03-5471-3904 9:00～17:00
NKワークス株式会社		-	NKワークス株式会社 環境エネルギー事業部 0120-953-269 9:00～18:00(土日・祝日を除く)
日本テクノ株式会社		-	カスタマーサービスセンター BEMS窓口 0120-107-428 9:00～17:30
株式会社九電工		-	株式会社九電工 営業企画部 担当者:1.多田限 2.千葉 0120-707-091 9:00～17:30
大崎電気工業株式会社		(株)エネゲート、日本ファシリティ・ソリューション(株) 日本カーボンマネジメント(株)	大崎電気工業株式会社 システム・機器部 営業課 03-3443-7176 9:00～17:30(土日・祝日を除く)
パナソニックESエンジニアリング株式会社		パナソニックシステムネットワークス(株) 日本管財(株)、(株)ビル代行 (株)スマートエナジー、(株)環境経営戦略総研 伊藤忠商事(株)、パナソニックES産機システム(株)	パナソニックESエンジニアリング株式会社 BEMSアグリゲータ事務局 03-6218-1202 9:00～17:00(土日・祝日を除く)
株式会社東芝		東芝エレベータ(株)、東芝ソリューション(株)	株式会社 東芝 スマートコミュニティ営業部 03-3457-3042 9:00～17:00(土日・祝日を除く)
オリックス株式会社		-	オリックス株式会社 電力事業部 開発・販売チーム 03-5418-4641 9:00～17:00
株式会社NTTファシリティーズ		大阪ガス(株)、(株)エネット、沖ウィンテック(株) (株)シービーエス、(株)大阪ガスファシリティーズ (株)クリエイティブテクノソリューション	コンタクトセンタ 0120-72-73-74 9:00～17:00(土日・祝日を除く) info@ntt-f.co.jp
日本ユニシス株式会社		大和ハウス工業(株)	大和ハウス工業株式会社 環境エネルギー事業統括部 担当:福島 06-6342-1721 9:00～18:00
株式会社ユアテック		特定非営利活動法人グローバル・コロキウム (株)近計サービス、ES(株)、イトース(株)、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ラナベイク(株)、シンセー電機(株)	NPO グローバル・コロキウム 03-3231-7600 9:00～17:00(土日・祝日を除く)
株式会社エービル		朝日機器(株)	株式会社 エービル 03-5368-1404 9:00～18:00(土日・祝日を除く)
三井情報株式会社		大和エネルギー(株)、ガステックサービス(株) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株) 菱熱工業(株)、(株)電算システム	三井情報株式会社GEM事業部 03-6376-1040 9:15～17:30(土日・祝日を除く)
株式会社洗陽電機		(株)大塚商会、(株)ラックランド	BEMS相談窓口 078-851-8874 9:00～17:00
アズビル株式会社(旧社名:株式会社山武)		日本アイ・ピー・エム(株)、日本電技(株) 東テック(株)、(株)オーテック、千代田計装(株) 裕幸計装(株)、フィット電装(株)、ヤシマ工業(株) (株)住原電産	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニーマーケティング本部 環境マーケティング部 BEMSアグリゲータ担当 03-6810-1110 9:00～17:45(土日・祝日を除く)



[ホームページ] **<http://sii.or.jp/>**

TEL：03-5565-4773
 (受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00)

FAX: 03-5565-4772